

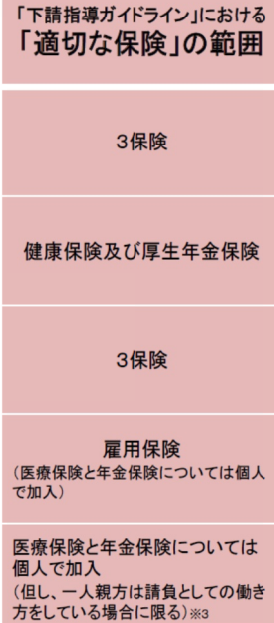


建設群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
 〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
 群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
 FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 資料1

所属する事業所 事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金



社会保険未加入問題

一人親方・個人事業主は「けんせつ国保」で大丈夫

国土交通省は、元請・1次下請を対象に行っている社会保険未加入業者の直轄工事からの排除措置を、今年4月から2次以下の下請業者にも拡大した。元請と2次以下の下請は直接の契約関係がないため、元請が加入指導する猶予期間を設け、期間内に加入が確認できなければ10月からは制裁金などの措置を適用する。組合は、国交省及び群馬県と交渉し「一人親方・個人事業主は建設国保と国民年金で大丈夫」との回答を得ている。

元請業者が発注者に提出する施工体制台帳で、未加入の2次以下の下請業者がいることが判明した場合、発注者は元請業者に対し、原則30日の猶予期間内での加入指導を求める。書類などにより適切な加入指導の事実が確認されると、2次下請で60日まで、3次以下の下請で90日まで猶予期間を延長できる。

猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、発注者は建設業許可部局などに通報するとともに、10月1日以降に入札手続きを行う工事からは制裁金などのペナルティー措置を適用する。下請問の最終契約額の5%を制裁金として請求。さらに指名停止措置や工事成績評定の減点も行う。災害などの緊急時や書面での加入確約、特殊技能の保有など特別な理由がある場合、未加入業者でも下請契約

約を結びことが可能だが、「特別な理由」の内容については、発注者が個別に判断することとしている。

昨年からの組合には「得意先から『協会けんぽに加入しないと仕事をさせない』と言われた。どうすればよいか」といった切実な相談が組合内外から多数寄せられている。



第24回全国ダンブキャラバンを実施 県土整備部へ単価改善・過積載根絶要請

国交省や群馬県に適正指導を要請

協会けんぽの場合、個人事業主の場合、その従業員は加入できても個人事業主は加入できない仕組みになっている。

初めて組合から「全国ダンブの交通安全運動の原点ともいえる愛知県猿投ダンブ事故から昨年12月で50年を迎えた。今回のキャラバンはその節目の年。低単価と過積載など違法運行は表裏一体だ。発注者であり監督官庁でもある県土整備部の役割は非常に重要だ。ダンブの交通安全のため力を発揮していただきたい。」とあいさつ。

県土整備部から、今年も文書回答で「適切な水準の賃金の支払い等について周知徹底をしている」など回答があった。

している。そのため組合員の中には得意先から「法人にしてみても協会けんぽに加入しろ」と言われ法人化した一人親方もいる。

組合はこの間、国交省及び群馬県の担当部局と交渉し「社会保険の加入に関する下請ガイドラインにおける適切な保険について」(上表)等を示し、一人親方及び個人事業主はけんせつ国保と国民年金に加入していればまったく問題ないことを確認している。

組合としては、引き続き国交省や業界団体にも対し適正指導を求めていく。

また、後日県土整備部から過積載に関する現場総点検総括表が1枚だけ送られてきた(右表)。過積載車両やさし枠車両は0となっている。この表を組合の総点検に活用したい。

様式-1

現場総点検総括表

(総点検実施期間：平成29年5月15日(月)～平成29年5月26日(金) 建設業 群馬県)

土木工事	点検した工事数	過積載と疑わしい車両の工事数	通過車両		その他違反車両等		備考
			合計	土砂等※(0cm超)	As+O超等※(20cm超)	さし枠 産廃専用車	
土木関係	14	0	17	0	0	0	
建築関係	0	0	0	0	0	0	
計	14	0	17	0	0	0	

※土砂等：土砂及び砕石、As各材料等の建設資材 As+O超等、As、O超及びAs切削等

過積載根絶のための方策(改善指導及び主任監督員等の改善報告等を励励し、過積載根絶のための方策があれば挙げて下さい。)

群馬最賃審議会が783円を答申

群馬県最低賃金審議会が、8月7日前橋地方最低賃金審議会が開かれた。

同審議会は、群馬労働局長に対し群馬県最低賃金の改定決定について、現状の759円から24円引き上げ783円とする最最低賃金審議会の目安とおりの金額で答申を行った。

1000円以上の引き上げを求める意見書を同審議会へ提出していた建交労群馬県本部は、同審議会に對し異議申し立てを行う。